平成 27 年度以降の行政評価局調査テーマについて

1.	平成 27	年度行政評価等プログラムの決定日程について	p.	1
2.	平成 27	年度以降の行政評価局調査テーマ候補	p.	2
3	行政証明	馬島調杏テーマの概要(室)	n	1

平成27年度行政評価等プログラムの決定日程について

2月10日 調査テーマ候補について国民から意見募集

~3月11日 (30日間。以後も意見等を受付け調査に反映)

2月25日 政策評価・独立行政法人評価委員会

(調査テーマ候補について)

3月中旬 | 政務三役への説明、決裁

(行政評価等プログラム案について)

4月上旬 総務大臣決定、公表

(平成27年度行政評価等プログラムとして決定)

閣僚懇談会において総務大臣から発言

平成27年度以降の行政評価局調査テーマ候補

平成27年度以降の行政評価局調査については、以下に掲げるテーマを候補として検討中です。

〇 平成 27 年度実施予定のテーマと調査事項

「地域活性化」

地方公共団体における地域活性化の取組(中心市街地活性化、地域再生、都市再生等)の実施状況、効果の発現状況、国の支援施策の活用状況等

「イノベーション」

「世界で最もイノベーションに適した国」を創りあげる(「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定))ためのイノベーション関連施策の実施状況、効果の 発現状況等

「有料老人ホームの運営」

有料老人ホームにおける入居者に対するサービスの提供状況、都道府県等における有料老人ホームに関する実態把握・指導監督の実施状況等

「アスベスト対策」

アスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況、アスベスト使用実態の把握状況等

「子育て支援」

平成 27 年4月の「子ども・子育て支援新制度」本格実施後における、子どもの預かり施設(幼稚園、保育所等)を中心とした子育て支援サービスの提供状況、都道府県等による実態把握・指導監督の実施状況等

「グローバル人材育成の推進」

グローバル人材の育成に関する各種施策を総合的に評価

「発達障害者対策」

早期発見・早期療育のための取組の実施状況、発達障害者一人一人への各ライフステージでの支援の実施状況、発達障害についての理解啓発の実施状況等

「がん対策」

がんの予防・早期発見のための取組、がん患者・経験者に対する就労支援、治療と職業生活の両立支援の実施状況等

「土砂災害対策」

基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況、土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況

「森林管理・整備」

森林の多面的機能の発揮に向けた森林管理・整備の推進状況等

「公文書等の管理」

国、独立行政法人等における公文書等の管理状況等

〇平成28年度及び29年度実施を検討しているテーマと調査事項等

「食品の安全確保」

食品の安全性確保に関する取組や対策の実施状況等

「消費者事故対策」

消費者の安全の確保に向けた消費者事故対策の実施状況等

「クールジャパンの推進」

クールジャパンにおけるコンテンツ等の海外展開の促進に関する各種施策

「政府開発援助」

政府開発援助(ODA)に関する各種事業の実施状況

「公共調達の適正化」

公共調達の実施状況、調達ルールの遵守状況等

「児童虐待の防止等」

児童相談所、市町村等における児童虐待の発生予防や早期発見・対応、関係機関の連携、事例の検証等に係る取組の実施状況等

「認知症対策」

「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)に基づく取組の実施状況等

「年金業務の運営」

旧社会保険庁から業務が移行された日本年金機構における政府管掌年金事業の実施状 況等

「労働者の健康確保対策」

(独)労働者健康福祉機構における産業保健活動総合支援事業(事業者の産業保健活動を支援する三事業を一元化した新事業として、平成26年度から開始)の実施状況等

「農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進」

農林漁業・農山漁村の6次産業化の推進に関する取組状況等

「空き家対策」

市町村における空き家の実態把握状況、空き家の有効活用及び危険な空き家の除却等の空き家対策の実施状況等

「海上交通の安全確保対策」

海難防止対策の実施状況、船舶の検査等の実施状況等

「航空行政」

国際競争力強化に向けた取組状況、航空運送事業者における安全対策の実施状況等

「公的住宅供給」

公的賃貸住宅の整備状況、管理状況、再編等の検討状況

「自動車運送事業における事故防止対策」

自動車運送事業者における安全確保対策の取組状況、自動車運送事業者に対する指導・監査等の安全対策の実施状況等

「原子力防災業務」

原子力防災に係る体制の整備状況や対策の実施状況等

実 施 年 度	平成27年度	
テ ー マ	地域活性化に関する行政評価・監視	

○ 地方において急速な人口の減少により地域経済社会の維持が大きな 課題となる中、これまで地方公共団体が実施してきた地域活性化(中 心市街地活性化、地域再生、都市再生等)の取組の実情と、国の支援 施策の活用状況等を把握し、今後の地方創生の取組に当たっての課題 を明らかにする。

- ・ これまで国は「中心市街地の活性化に関する法律」(平成 10 年法律第 92 号) 等に基づき、市街地の整備や雇用機会の創出等の地域活性化に取り組む地方公共 団体を積極的に支援(平成 26 年 3 月末時点:中心市街地活性化基本計画 155 件、 地域再生計画 1,666 件、都市再生整備計画 2,349 件等)。
- ・ 地域活性化に取り組んだ地方公共団体の評価においては、一部目標達成率が低いものがあるが、一定程度は計画終了時点で計画時の目標を達成(平成25年度に計画期間が終了した中心市街地活性化計画の目標達成率16%、平成25年度に計画期間が終了した地域再生計画の目標達成率74.6%、平成18年度から平成21年度までに計画が完了した都市再生整備計画の目標達成率64%)。
- ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)では、 「これまで講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策と しては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯 止めがかかっていない。」とされている。

想定調査項目	① 各地域における事業の実施状況		
	② 各支援策の活用状況		
調査等対象機関	内閣府、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、		
(予定) 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土			
	省、都道府県、市町村、事業者等		

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	イノベーション政策の推進に関する行政評価・監視	

〇 我が国のイノベーション関連施策の現況、実施状況、効果の発現状 況等の実態を把握し、課題を明らかにする。

- ・「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、少子 高齢化が進む我が国が、今後30年、50年経っても世界経済をリードする存在であり 続けるため、「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げることとされて いる。
- ・「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)では、科学技術とイノベーションを一体的に推進することにより、様々な価値創造をもたらすための新たな戦略と仕組みを構築するものとされ、これらのフォローアップ等を踏まえた次期科学技術基本計画の策定に向けた検討が行われているところ。

11 1 IX III Z II		
想定調査項目	① イノベーション関連施策の現況、実施状況	
	② イノベーション関連施策の効果の発現状況等	
調査等対象機関	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、厚生	
(予定)	労働省、農林水産省、都道府県、市町村、関係団	
	体等	

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視	

○ 有料老人ホームは、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担っている一方、全国各地で入居者に対する不適切なサービス提供等の事案が問題になっていることを踏まえ、有料老人ホーム(未届施設を含む)の運営及び都道府県等の指導監督等の実態を把握し、当該実態から導かれる課題を明らかにする。

- ・ 有料老人ホームは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、設置時の都 道府県知事等への事前届出が義務付けられている。都道府県知事等は、有料老人 ホームへの立入検査やその設置者に対する改善命令の権限あり
- ・ 平成25年10月31日現在で9,827施設(うち911施設が未届施設)が存在し、22万 1,907人(24年10月1日現在)が入居。12年4月の介護保険制度の創設以降、施設 数や入居者数は年々増加
- 上記9,827施設のうち、都道府県等から入居者の処遇等に関する改善指導を受けた施設は1,291施設
- ・ 未届施設については、厚生労働省が把握している911施設のほかにも多数存在するとの指摘あり
- ・ 都道府県等に対し、有料老人ホームの運営に関する次のような苦情・相談あり
 - i) 入居者に対し契約内容どおりのサービスが提供されていない。
 - ii) 退去時等における入居一時金等の返還が適正に行われていない。
 - iii) 事故・災害対応や感染症対策が不十分

想定調査項目	① 有料老人ホームにおける入居者に対するサー		
	ビスの提供、安全対策等の実施状況		
	② 都道府県等における有料老人ホームに関する		
	実態把握、指導監督等の実施状況		
調査等対象機関	厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等		
(予定)			

実 施 年 度	平成27年度	
	アスベスト対策に関する行	テ政評価・監視
7 – 4	-飛散・ばく露防止対策を	を中心として一

〇 アスベスト対策については、改正大気汚染防止法(平成26年6月施行)等により飛散・ばく露防止対策が強化されたことを踏まえ、最近の建築物等の解体工事における事業者や行政の取組の実情把握と、当該実情から導かれる課題の整理を行う。

- ・ アスベストの吸引による健康被害(中皮腫、肺がん等)は数十年の潜伏期間を 経て発症。
- ・ 施工者による無届出解体、解体現場からのアスベスト飛散事例の発生等を受け、平成25年に大気汚染防止法を改正(平成26年6月施行)。施工者から発注者への届出義務者の変更、解体工事の事前調査の義務付け、立入検査の対象拡大などアスベスト飛散・ばく露防止対策を強化。
- ・ 今後、アスベスト使用のおそれのある建築物が大量解体の見込み(平成40年頃 10万棟/年。現在の2倍)。

想定調査項目	① 飛散・ばく露防止対策の実施状況	
	② 災害時における対応体制の整備状況	
	③ アスベスト使用建築物等の実態把握の状況	
調査等対象機関	環境省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、	
(予定)	総務省、都道府県、政令市、関係団体等	

実 施 年 度	平成27年度	
	子育て支援に関する行政語	平価・監視
<i>⊤</i> − √	ー子どもの預かり施設を中	中心として一

○ 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格実施される 状況の下、全国各地の子どもの預かり施設(幼稚園、保育所等)にお ける子育て支援サービスの提供及び都道府県等の指導監督等の実態を 把握し、当該実態から導かれる課題を明らかにする。

- 平成26年4月1日現在、保育所数は2万4,425か所、保育所定員は約234万人、 保育所利用児童数は約227万人。また、同年5月1日現在、放課後児童クラブ数は 2万2,084か所、登録児童数は約94万人
- ・ 一方、保育所入所待機児童数が2万1,371人、放課後児童クラブ利用待機児童数が9,945人それぞれ存在
- ・ 全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格実施。より具体的には、i)待機児童の解消のため、29年度末までに新たに約40万人分の保育の受皿の確保、ii)子どもたちにより目が行き届くよう、幼稚園、保育所等の職員一人が担当する子どもの数の改善などを図るもの
- ・ 文部科学省が実施した、私立幼稚園の「子ども・子育て支援新制度」への移行に関する意向調査の結果(平成26年9月)によれば、27年度に新制度に移行する (移行する方向で検討中を含む)ものは6,833園中1,515園(22.2%)。27年度に 新制度に移行しない5,318園のうち、28年度以降移行するかどうか状況により判断 するものが3,350園、移行する予定はないものが1,023園

) 0 0 0 % 0 0 0 回(15 11) 0 1 元 1 0 0 0 0 0 0 1 1 0 2 0 回		
想定調査項目	① 市町村における子どもの預かり施設の整備状況	
	② 子どもの預かり施設における子育て支援サー	
	ビスの提供状況	
	③ 都道府県等における子どもの預かり施設に関	
	する実態把握、指導監督等の実施状況	
調査等対象機関	内閣府、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市	
(予定)	町村、関係団体等	

実 施 年 度	平成27年度	
テ ー マ	グローバル人材育成の推進に関す	

○ 少子高齢化・人口減少等により国内市場が低迷し、企業のグローバル展開が急速に進んでいる中、我が国企業のグローバル市場開拓の推進に資するグローバル人材の育成に関する各種施策を総合的に評価する。

- ・ 政府は、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提とした、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材をグローバル人材と位置づけ、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、我が国企業のグローバル市場開拓の促進のためにグローバル人材育成を推進するとしている。
- ・ また、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においては、 グローバル人材育成のため、i)英語教育の強化、ii)日本人留学生数及び外国人留学生 数の倍増、iii)グローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成、iv)産業界のニー ズに対応した社会人の学習機会の拡大、などが示されている。

想定調査項目	① グローバル人材の育成に関する政策・施策の実施状況
	② グローバル人材の育成に関する政策・施策の効果の把握状況
調査等対象機関	内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業
(予定)	省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	発達障害者対策に関する行	テ政評価・監視

〇 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)が平成17年4月に施行され約10年が経過し、国及び地方公共団体において発達障害者への支援のための様々な施策・事業が実施されている中、関係行政の実情を把握し、当該実情から導かれる課題の整理を行う。

- ・ 発達障害者支援法では、i)発達障害の定義、ii)ライフステージを通した一貫した支援、iii)関係機関の連携、iv)理解の促進、v)専門家の養成等について定められている。
- ・ 発達障害は、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげることが重要であるとされている。このため、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく1歳半児・3歳児を対象とした健診において早期発見に留意するだけでなく、身近な保護者や周囲の者が正確な知識を基に早い時期から気付くことなども重要であるとされている。
- 発達障害者へは、乳幼児期から成人期に至るまでの各ライフステージに応じた 一貫した支援が必要であり、保健、医療、福祉、教育、労働等の多岐にわたる関係機関間の連携等が必要であるとされている。
- ・ 発達障害に関する理解については、「障害者に関する世論調査」(平成24年7 月内閣府)によると、「理解があると思う」及び「どちらかといえば理解がある と思う」者の割合は、約3割(33.6%)となっている。

想定調査項目	① 早期発見・早期支援のための取組の実施状況
	② 発達障害者への各ライフステージにおける支
	援等の実施状況
	③ 発達障害に関する広報・啓発の実施状況
調査等対象機関	厚生労働省、文部科学省、内閣府、都道府県、市
(予定)	区町村、発達障害者支援センター等各関係団体
\	等

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	がん対策に関する行政評価	西・監視

〇 平成19年4月1日のがん対策基本法(平成18年法律第98号)の施行から10年近くが経過する中、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)等に基づく各種対策に係る行政運営等の実態を把握し、当該実態から導かれる今後のがん対策の推進に当たっての課題を明らかにする。

- がんは、昭和56年以降、日本人の死因の第1位。がんによる死亡率は一貫して 上昇を続け、平成25年の全死亡者(126万8,432人)に占める割合は28.8%(36万4,721人)
- 国民の2人に1人が生涯でがんにかかる可能性があるとされ、仕事を持ちながらがんの治療のため通院している15歳以上59歳以下の者は約19万人に上るなど、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題とされている。
- ・ 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策基本法に基づき「がん対策推進基本計画」(現計画は平成24~28年度を計画期間とする第2期計画)を策定。同基本計画等により、がん医療、がんの予防・早期発見等に係る各種対策を実施
- ・ がん対策に関し、i)がん検診の受診率は依然として諸外国に比べ低調であるが、受診を向上させる取組が不十分、ii)がん診療連携拠点病院に設置されている緩和ケアチームの実績や体制等に質の格差がみられる、iii)がん患者・経験者の就労状況の把握は不十分であり、効果的な就労支援策もいまだ確立されていないなどの指摘あり

想定調査項目	① がんの予防・早期発見のための取組の実施状況
	② がん医療の均てん化のための取組の実施状況
	③ がん患者・経験者に対する就労支援、治療と
	職業生活の両立支援の実施状況
調査等対象機関	厚生労働省、文部科学省、独立行政法人国立がん
(予定)	研究センター、都道府県、市町村、関係団体等

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	土砂災害対策に関する行政	攻評価・監視

〇 土砂災害は、平成16年から25年までの10年間で年平均1,000件発生 しており、特に25年及び26年に大きな被害を出したものがあったこと を踏まえ、土砂災害防止法が改正されたことにも留意しつつ、各地の 土砂災害対策の実情把握と、当該実情から導かれる課題の整理を行 う。

- ・ 全国の土砂災害危険個所数は約52万5千箇所。土砂災害防止法に基づく土砂災 害警戒区域(都道府県の基礎調査の結果、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住 民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域)の指定は約32万区域。
- ・ 東京都大島町(平成25年10月)、広島市(平成26年8月)等の土砂災害において、多大な人的・物的被害が発生。
- ・ 平成26年に土砂災害防止法が改正(平成27年1月18日施行)され、i)都道府 県に対する基礎調査結果の公表の義務付け、ii)都道府県知事に対する土砂災害 警戒情報の市町村長への通知及び住民への周知の義務付け、iii)市町村地域防災 計画への避難場所や警報の発令・伝達に関する事項等の明示などを新たに規定。

想定調査項目	① 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実
	施状況
	② 情報伝達・警戒避難体制等の整備・周知状況
	③ 土砂災害のおそれのある箇所における規制等
	の実施状況
調査等対象機関	内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土
(予定)	交通省、都道府県、市町村、関係団体等

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	森林の管理・整備に関する	行政評価・監視

○ 木材価格の下落等、林業を取り巻く厳しい状況を背景に、必要な間 伐など適切な施業が行われないことによる森林の荒廃が危惧されてい るため、国土の保全、水源のかん養をはじめとする森林の多面的機能 の持続的な発揮を図る観点から、森林管理・整備のための取組の実情 把握と、当該実情から導かれる課題の整理を行う。

- ・ 日本は、国土の3分の2を森林が占める森林国。森林面積2500万haの約7割が 民有林(1700万ha)。
- ・ 平成23年に森林法の改正(平成24年4月施行)。適切な森林施業を確保する観点から、要間伐森林施業代行制度の拡充、無届伐採に対する伐採中止命令・造林命令の新設、森林所有者届出制度の導入のほか、林業の生産性の向上を図り持続的な森林経営を確保する観点から、森林経営計画制度を創設。
- ・ 地方公共団体は、荒廃した人工林の間伐などに独自の支援を実施。

想定調査項目	① 森林の多面的機能の現状把握
	② 民有林における森林管理・整備の推進状況
調査等対象機関	農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等
(予定)	

実 施 年 度	平成27年度	
テーマ	公文書等管理に関する行政	

〇 公文書等管理については、平成23年4月に公文書管理法が施行され 4年が経過する中、文書の紛失・誤廃棄の発生や国立公文書館等への 移管が進んでいない実情を踏まえ、行政機関等における公文書等の管 理状況についての実情把握と、当該実情から導かれる課題の整理を行 う。

- ・統一的な行政文書の管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルール等を定めた公文書管理法が平成23年4月1日に施行。
- ・法施行後5年(平成28年3月末)を目途に見直し検討(公文書管理法附則第13条)。
- ・平成25年度の文書の紛失・誤廃棄件数は、行政機関で208件、独立行政法人等は96件。
- ・平成24年度には、原子力安全・保安院から原子力規制委員会に引き継ぐ行政文書 142ファイルの紛失も発覚。
- ・平成25年度の行政機関の保存期間満了ファイルに占める国立公文書館等への移管ファイル数は、9,798ファイル(0.3%)。一方で保存期間の延長したファイルは104万5,437ファイルあり、うち、通算の保存期間が60年以上となるファイルは9,965ファイル。

想定調査項目	① 行政機関における行政文書の管理状況	
	② 独立行政法人、国立大学法人における法人文	
	書の管理状況	
	③ 国立公文書館等への移管の状況	
調査等対象機関	全府省、独立行政法人、国立大学法人、都道府	
(予定)	県、市町村、関係団体等	